

入札説明書

最低価格落札方式

「メールシステム関連のライセンス契約」

契約責任者

かんぼシステムソリューションズ株式会社

代表取締役社長 柴崎 正人

◎ 項目及び構成

I 入札及び契約に関する事項

- 1 契約責任者
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 競争参加資格を有していない者
- 5 入札者に求められる義務等
- 6 入札書の記載方法及び提出等
- 7 秩序の維持
- 8 開札
- 9 落札者の決定
- 10 契約書の作成
- 11 その他

かんぽシステムソリューションズ株式会社における一般調達に係る入札公告（公示）（令和2年2月20日付）に基づく入札については、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」という。）等関係法令等によるほか、この入札説明書による。

○ 入札及び契約に関する事項

1 契約責任者

かんぽシステムソリューションズ株式会社 代表取締役社長 柴崎 正人

2 調達内容

(1) 件名

メールシステム関連のライセンス契約

(2) 仕様等

別添仕様書のとおり

(3) 納入期限

別添仕様書のとおり

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和2年3月10日（月）午後1時30分

かんぽシステムソリューションズ株式会社 経営管理統括部

東京都品川区北品川五丁目6番1号 大崎ブライトタワー28階

3 競争参加資格

総務省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、「物品の販売」のB等級以上に格付けを有する者であること。

4 競争参加資格を有していない者

(1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

イ 下記各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後2年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- (イ) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (ウ) 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
 - (エ) 監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) その他、会社に損害を与えた者
- ウ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をした者。ただし、更正手続又は再生手続の終結の決定を受けた者を除く。
- エ 前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。
- なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活動又は社会運動を標ぼうし不正な利益を得る者、特殊知能暴力集団等、その他次の各号に掲げる者をいう。
- (ア) 日本郵政グループ各社が提供する商品及びサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者。
 - (イ) 日本郵政グループ各社が提供する商品及びサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。
 - (ウ) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (エ) 暴力団等を利用してると認められる関係を有すること
 - (オ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (カ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (キ) その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。
- オ 下記各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後、1 年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）
- (ア) 公共機関の職員に対して行った賄賂の容疑により公訴を提起された者
 - (イ) 公共機関が発注した契約に関し、談合又は競売入札妨害の容疑により公訴を提起された者

5 入札者に求められる義務等

(1) 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、令和 2 年 3 月 2 日（月）午後 5 時までに次に示す書類を下記(2)に示す場所に事前に連絡した上で、提出しなければならない。また、提

出された書類を審査の結果、当該物品を納入できると認められた者に限り入札の対象者とする。なお、提出した書類等について説明を求めたときはこれに応じなければならない。

- | | |
|------------------------|-----|
| ・ 全省庁統一資格を有することを証明する書類 | 1 部 |
| ・ 使用印章届 | 1 部 |
| ・ 下見積書 | 1 部 |

(2) 提出場所

〒141-0001 東京都品川区北品川五丁目6番1号 大崎ブライトタワー28階
かんぽシステムソリューションズ株式会社 経営管理統括部

6 入札書の記載方法及び提出等

(1) 入札書の記載方法

ア 入札書は日本語で記載すること。

なお、金額については日本国通貨とする。

イ 入札書は当社所定の様式（入札書兼見積書）によること。

ウ 記載項目は次のとおり。

(ア) 入札金額

① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税等相当額を差し引いた金額とすること。

② 入札金額には、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料及び関税等一切の諸経費を含めること。

(イ) 件名

上記2(1)に示した品名とする。

(ロ) 年月日

上記2(4)入札・開札の年月日とする。ただし、郵便による入札の場合の日付は、入札書を作成した年月日とする。

(ハ) 入札者の氏名及び押印等

① 入札者の氏名は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、押印する印章は当社に届出のものとする。

② 外国業者にあつて押印の必要があるものについては署名をもって代えることができる。

(2) 入札書の提出方法

入札者は次の方法により入札書を提出しなければならない。

ア 入札・開札日に入札書を入札箱に投函する。

イ 郵便（書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）による場合は、入札書を封筒に入れ封印し、かつその表面に入札者氏名（法人の場合はその名称又は商号、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名を含む。）及び「〇月〇日開札「入札品名」の入札書在中」と記載し、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」から順に回数を記載して、それらをまとめ別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載して、入札書の提出期限までに、上記6(2)に示す場所あて郵送（必着）しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

(3) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示、当該代理人の氏名及び押印をしておくとともに、入札日時までに委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(4) 入札書の無効

次の各号一に該当する入札書は無効とする。

ア 競争に参加するための条件を満たさない者又は指名しない者により提出された入札書

イ 郵便による入札の場合で定められた日までに到着しない入札書

ウ 委任状のない代理人により提出された入札書

エ 代理人が入札する場合で、入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書

オ 二人以上の入札者の代理をした者により提出された入札書

カ 同一の者により提出された二以上の入札書

キ 入札書が郵便で差し出された場合において上記7(2)イに定める記載のない入札書

ク 記載事項が不備な入札書

(ア) 入札金額が不明確な入札書

(イ) 入札金額を訂正したもので、訂正印のない入札書

- (ウ) 件名・数量が上記 2 (1) で示したものと異なる入札書
- (エ) 調達する物品等又は役務の名称、数量、単価及び合価の記載のない入札書
- (オ) 入札者及び代理人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名）の判然としない入札書。
- (カ) 届出の印章の押印のない入札書
- (キ) その他記載事項が不備又は判読できない入札書
- ケ 明らかに連合によると認められる入札書
- コ その他入札に関する条件に違反した入札書
- (5) 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合
 - 落札後、入札者に内訳書を記載させる場合があるので、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

7 秩序の維持

(1) 「独占禁止法」の厳守

入札者は独占禁止法に抵触する等、次に掲げるような行為を行ってはならない。

ア 入札者は入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。

イ 入札者は、落札決定の前に、他の入札者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

ウ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしてはならない。

エ 入札者は、正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い価格で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせる恐れがある入札金額を定めてはならない。

(2) 入札執行中、入札場所において次の行為に該当すると認められる者を、入札場外に退去させることがある。なお、入札執行者が特に必要と認める場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

イ みだりに私語を発し、入札の秩序を乱したとき。

8 開札

(1) 開札は入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

なお、立会者は1名に限る。ただし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札事務に関係のないかんぽS O Lの社員を立ち合わせて行う。

- (2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札場所に入室しようとするときは、入札関係社員の求めに応じ、本人であることを証明できる書類又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、契約責任者等又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することができない。
- (5) 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格のない場合には、直ちに再度の入札を行う。

なお、再度入札を行っても落札者がいない場合には、予定価格に最も近い入札者と随意契約（見積合わせ）に移行するので見積書も複数枚用意しておくこと。

9 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、その入札が、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

なお、最低価格落札者が当社と利益相反に関係にある会社に該当するとき、別途当社内において機関決定を経た上で、落札者を決定することとする。

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のないかんぽS O Lの社員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

ウ 契約責任者等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭で通知する。ただし、上記アただし書きにより落札者を決定する場合には別に書面で通知する。

(2) 落札決定の取消

次の各号の一に該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、契約責任者が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。

ア 落札者が、契約責任者から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わないとき。

イ 上記6(5)の規定により入札書の補正をしないとき。

ウ 反社会的勢力と認められる者であることが発覚したとき。

10 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしを行うものとする。(当社所定の様式に限る。)

(2) 契約書において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書の作成

ア 契約書を作成する前に、契約金額内訳及び請求計画を提示する。

イ 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期等

ア 支払方法及び支払場所

郵便振替による届出郵便振替口座又は銀行振込による届出金融機関口座

イ 支払時期等

別掲の物品売買契約書の定めるところによる。

なお、支払代金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(4) 入札者は、かんぽSOLが指定する日時までに、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案及び明細書を熟知しておくものとする。

(5) 入札者は、入札後においては、この入札説明書に掲げた事項、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書及び明細書の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

(6) 監督及び検査は契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査実施場所は、指定する日本国内の場所とする。